

○岐阜協立大学ハラスメント防止・対策委員会規程

(制定 2000年3月15日)

第1条 本学における人権侵害の防止と良好な就学・教育・研究・就労環境の維持のために、「岐阜協立大学ハラスメント防止等に関するガイドライン」に基づき、岐阜協立大学ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長が委嘱した委員2名
- (2) 学部長、総務課長、教務課長、学生課長
- (3) 岐阜協立大学教職員組合執行委員長が委嘱した委員2名
- (4) 総務課員1名

2 学長が委嘱した委員のうち1名は委員長、他の1名は副委員長とする。

3 学長が委嘱した委員の任期は2年とする。但し、任期中に欠員が生じた場合の後任者の任期は、その残任期間とする。

第3条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を得て、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) ハラスメントを防止・排除するための広報・啓発活動及び研修の企画・実施に関すること。
- (2) ハラスメント発生に伴う対処に関すること。
- (3) その他、ハラスメント問題の解決に関すること。

第5条 委員会は、前条の目的達成のために、相談窓口及び調査・調整小委員会を置く。

2 相談窓口及び調査・調整小委員会については、これを別に定める。

第6条 委員会は、ハラスメントの発生に伴い、対応策をまとめたときは、これを学長に進言する。

第7条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長がこれを決定する。

第8条 委員会に関する事務は、総務課が担当する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（大学名称変更）

この規程は、2019年4月1日から施行する。